

# 国土交通省情報提供資料

1. 建築士事務所登録オンラインシステムについて
2. 建築基準適合判定資格者検定について
3. 建築士名簿・建築士事務所登録簿のオンライン化について
4. 国家資格等情報連携・活用システムについて
5. 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

令和5年9月14日

国土交通省住宅局建築指導課

## 1. 建築士事務所登録オンラインシステムについて

### ○概要

令和3年6月18日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」、「地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化」に向けた取り組みを行うことが決定されている。

その中で、「年間10万件以上の手続を含む事業の全て」及び「事業者が地方公共団体（都道府県の指定する機関含む）に対して行う年間1万件以上の手続き」について、オンライン利用率を大胆に引き上げることとされており、建築士事務所関連の手続きとして以下の手続きが該当。

- ・設計等の業務の報告書の提出（年間10万件以上）
- ・建築士事務所の登録事項変更の届出（年間1万件以上）
- ・建築士事務所の更新の登録（年間1万件以上）

また、上記の一連の流れで必要となる手続きについても同様の対応を求められており、建築士事務所の新規登録及び廃業届を含む、建築士事務所における申請、届出等の一連の手続きにかか  
るオンライン化が求められている。

新規登録については、既に運用が開始されており、令和4年8月1日より運用を開始。  
現在は31都道府県で活用いただいている。

### ○今後の動きと課題

- ・新規登録以外のシステムの概要については先日開催した説明会のとおり。
- ・説明会でご案内したとおり、まずはテスト環境にてシステムに触れていただき、令和7年度からの実運用について検討いただきたい。
- ・令和7年度からの実運用に際しては、利用料が発生。
- ・事務所登録受付システムの運用・保守は、共用DB（建築士・事務所登録閲覧システム）と一括して実施する必要があることから、その運用保守主体はICBAとし、受付システムの利用料を共用DBの利用料に加算する方針で検討中。この場合、受付システムの利用有無によらず、全都道府県の共用DB利用料が概ね現行の1.5倍となる。
- ・利用料の増に伴い、場合によっては手数料の改正を検討する必要があることが想定されますが、一方で地方分権により都道府県で定めることとなった経緯があるため、地方分権の基本的な考え方から逸脱しないよう留意しつつ、国の対応については検討のうえ可能な範囲で出来る限り協力させていただきたい。

### ○対応・検討いただきたいこと

- ・事務所登録オンラインシステムの利用の可否
- ・予算の確保
- ・手数料の改正（必要に応じて）
- ・条例改正（手数料改正する場合）

## 2. 建築基準適合判定資格者検定について

### ○概要

第13次地方分権一括法により、適判検定の受験資格の一つである、建築行政等に関する2年以上の実務経験について、受験資格ではなく、建築基準適合判定資格者の登録要件とすることとした。

あわせて、二級建築士等による受験を可能とする二級建築基準適合判定資格者検定（以下「二級検定」という。）を新設し、二級検定に合格した建築副主事及び副確認検査員については、小規模な建築物等に限り、建築確認関係事務を行うことを可能としている。

これらの措置により、合格者に優先的に実務経験を積ませることによる建築主事等の計画的な確保や、建築副主事等の確保により、建築確認関係事務の担い手を増やすこと等に繋がるとしている。

### ○今後の動きと課題

- ・二級検定については令和6年6月28日（金）に実施予定。
- ・実施方法は適判検定と同様の予定。

### ○対応・検討いただきたいこと

- ・適判検定と同様の実施方法を予定しているため、受付について同様をお願いしたい。

### 3. 建築士名簿・建築士事務所登録簿のオンライン化について

#### ○概要

令和3年6月18日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」、「地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化」に向けた取り組みを行うことが決定されている。

これにより、建築士名簿・建築士事務所登録簿についてインターネット閲覧に対応する必要がある。

ただし、建築士名簿・建築士事務所登録簿には、個人情報が含まれており、書面による閲覧と比べ、インターネットによる閲覧の場合は、広く不特定多数に流布する懸念があるため、デジタル庁に個人情報の整理を求めたところ。

最終的にデジタル臨調において、有識者等との議論を経て、プライバシーへの配慮が必要とされる見直しにかかる基本方針が示され、その中で、アナログで閲覧できる情報と同じ情報をデジタルでも閲覧させるという方針を原則とし、既存の規制の在り方そのものの見直しを行うこととされた。

これを受け、建築士法施行規則第3条で規定する建築士名簿の登録事項のうち、性別、生年月日については登録事項から削除することとなり、その上でシステム整備を行い建築士名簿・建築士事務所登録簿にかかる情報をインターネットにより公開することと、デジタル庁と合意をしているところ。

#### ○今後の動きと課題

- ・性別、生年月日を削除する省令改正を令和6年6月までに実施。
- ・システムは現在構築中であり実運用は令和7年度からを予定。
- ・省令改正～システム運用までの間は共用DBの閲覧機能を用いることとし、閲覧項目から当該項目を削除したうえで閲覧に供することで対応予定。

#### ○対応・検討いただきたいこと

- ・省令改正に合わせ、性別・生年月日を削除する細則改正を実施していただきたい。
- ・システムの運用費用の詳細については検討中。

#### 4. 国家資格等情報連携・活用システムについて

##### ○マイナンバー法改正概要

###### <マイナンバーの利用範囲の拡大>

- ・理念として社会保証制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバー利用の促進を図る。
- ・建築士等の国家資格等に係る許可等に関する事務においてマイナンバーの利用を可能とする。  
⇒各種事務手続きにおける添付書類の省略等に資する。

##### ○法律で認められた関係事務

- ・建築基準法による建築基準適合判定資格者の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
  - ・建築士法による一級建築士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
  - ・建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
- ※適判については登録に関する事務となっているが、「関する」に検定、変更の登録、死亡等の届出も包含されている。

##### ○主務省令で整理が必要な事項

- ・建築基準法第 77 条の 63<都道府県知事の経由>  
→経由して行わなければならないと規定されている。書面申請を排除するものではないため、落とすことは困難と考えるが、デジタルシステムによる電子申請の場合について整理が必要。
- ・建築基準法施行規則第 10 条の 7<建築基準適合判定資格者の登録の申請>  
→登録申請書に、本籍の記載のある住民票の写しを添えることと規定。
- ・建築基準法施行規則第 10 条の 10<変更の登録>  
→戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写しを添えることと規定。
- ・建築基準法施行規則第 10 条の 12<死亡等の届出>  
→戸籍謄本若しくは戸籍抄本を添えることと規定。
- ・建築士法施行規則第 1 条の 5<免許の申請>  
→本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添えることと規定。

##### ○システムの使用を想定している手続

- ・一級建築士の登録
- ・二級・木造建築士の登録
- ・適判検定の申込み
- ・適判資格者の登録

※一級、二級・木造建築士試験の申込みはセンターの既存システムにてオンライン完結に対応済。

##### ○システムの状況

- ・建築士関係の手続きについては令和 7 年度以降の予定
- ・個別政策毎の仕様については今後デジタル庁と調整が必要
- ・システム全体の概要については別添の説明会資料参照

##### ○対応・検討いただきたいこと

- ・現時点では特になし。デジタル庁の説明会資料をご一読いただきたい。

## 5. 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

### ○概要

総務省より地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下「標準令」という。）に定める手数料の標準額について見直しの依頼があったため、8月2日（月）に意向確認をさせていただいた。

本標準手数料は地方分権推進計画に基づき、原則として3年ごとにすべての手数料の標準額を見直すこととされている。

### ○対象手数料

建築士法第4条第2項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務の標準手数料  
※試験手数料も同様であるが、全都道府県が普及センターを指定しているため都道府県への意向確認は行っていない。

### ○検討結果及び対応方針

全47都道府県へ意向確認した結果、増額要望があった都道府県が4県であった。要望のある都道府県が僅少である点、令和2年3月に改正して間もない点、改正要望のない都道府県への影響等を総合的に判断し、今年度の改正は見送ることとした。

ただし、あくまで標準手数料令は改正を見送ったものであり、各都道府県の判断において改正することを制限する趣旨ではないため、都道府県毎における実情を踏まえ、必要に応じて改正していただきたい。